

課税事務共同化の取組状況

平成 25 年 11 月
京都地方税機構

1 これまでの経過

- 各税目に係る課税事務共同化の最終目標を具体化するため、平成 24 年 8 月、税業務調整会議（平成 23 年 2 月開催）の合意事項を踏まえた「今後の課税事務共同化（案）」を構成団体に提示。
- これをたたき台として構成団体と機構事務局で協議・検討を重ね、平成 24 年 11 月に共同化後の機構と構成団体の業務区分を内容とする「中間まとめ」を府・市町村税務担当課長等会議において報告。

合意事項

- 全税目について課税権者の判断行為に係るものを除く事務作業を機構で処理
- 個人関係税、資産関係税及び自動車関係税については、宛名管理や申告書の受付・審査・データ化から共同処理を開始（先行実施分）

2 本年度の取組み

- 平成 25 年 7 月開催の府・市町村税務担当課長等会議において、今年度獲得目標を設定し、ワーキンググループで検討を行うことを提案。
- 現在、共同化後の役割分担、執行体制、費用対効果について協議している状況。（別紙のとおり）

今年度獲得目標

- ① 「共同化の最終像」のデザイン
 - 最終目標の設定、昨年度からの検討課題の具体化
- ② 3 税先行実施分に係る共同化の工程等
 - 開始時期の設定を含む工程の具体化
- ③ 共同化を具体化するシステム等の先行導入
 - 申告支援システム導入のための仕様確定（平成 26 年度導入を目的）

3 今後の予定

- 平成 26 年 1 月開催予定の府・市町村税務担当課長等会議において検討結果を報告する予定。
- 今後は、今年度獲得目標の具体化に向けた検討を実施する予定。

WGでの協議内容

区分	今年度獲得目標	内容
長期的視点	① 「共同化の最終像」のデザイン	<ul style="list-style-type: none">・ 共同化後の府、市町村、機構が行う業務・ 共同化後の執行体制(人員等)・ 共同化後の費用対効果の試算
中期的視点	② 3税先行実施分に係る共同化の工程 (府市町村民税・固定資産税(償却)・ 軽自動車税)	<ul style="list-style-type: none">・ 先行実施分の府、市町村、機構が行う業務の具体化・ 先行実施分の執行体制(人員等)・ 先行実施分の費用対効果の試算・ 共同化システムの機能及び経費・ 先行実施分の開始年度の設定
短期的視点	③ 共同化を具体化するシステム等の 先行導入について (申告支援システム)	<ul style="list-style-type: none">・ 申告支援システムの機能要件の確定・ 申告支援システム調達仕様書の作成・ 申告支援システムに係る業務フローの確認